

情報公開・個人情報保護制度について



市では、市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として「情報公開制度」を、また、個人の権利利益の保護を図り、基本的人権を擁護することを目的として「個人情報保護制度」を実施しています。

請求から開示までの手続きの流れは次のとおりです。

情報公開制度(請求から開示まで)



個人情報保護制度

「個人情報保護制度」とは、個人情報保護条例に基づいて、個人情報の取り扱いにあたって守るべきルールを定めることができる制度です。個人情報公開の手続きについても、おおむね情報公開制度(左図)の流れと同じですが、開示される文書については、開示請求者自身の個人情報に限られます(なお、申請には身分証明証が必要になります。)

手続の詳細につきましては、お気軽に法務室にお問い合わせください。

問い合わせ
法務室 ☎65-0664 / ☎63-4619

これらの制度の平成24年度の運用状況(平成25年4月1日現在)について次のとおり公表します(甲賀市情報公開条例第29条(実施状況の公表)及び甲賀市個人情報保護条例第44条(運用状況の公表))

■情報公開の実施状況

・請求件数	57件
市長部局	52件
選挙管理委員会	2件
農業委員会	3件
・公開等の決定状況	
公開	21件
部分公開	27件
非公開	0件
不存在	16件
取下げ	8件
※1件の請求で、複数の決定となるため、請求件数より決定状況数が多くなっています。	
・部分公開及び非公開理由別状況	
個人に関する情報	18件
法人等に関する情報	9件
市政運営情報	4件
※非公開情報が複数に及び場合があるため、部分公開及び非公開決定の件数よりも部分公開及び非公開理由の件数が多くなっています。	
・不服申立ての件数	0件

■個人情報開示の実施状況

・請求件数	4件
市長部局	4件
・開示等の決定状況	
開示	3件
部分開示	1件
不存在	1件
※1件の請求で、複数の決定となるため、請求件数より決定状況数が多くなっています。	
・部分開示及び非開示理由別状況	
他の個人に関する情報	1件
・不服申立ての件数	2件
※甲賀市役所水口庁舎、土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター及び信楽地域市民センターに情報コーナーを設け、入札結果、議会会議録などの情報提供を行っていますのでご利用下さい。	

《公益通報制度》

公益通報制度は、市の法令遵守の推進体制のひとつとして位置づけるものです。公益のために通報する行為は正当な行為として評価し、その通報者に対して不利益な取り扱いがされないことのないよう保護していく体制を築くことで、市役所内部の浄化を図り、よりよい市政の実現をめざしています。

甲賀市法令遵守の推進条例第17条の規定に基づき、平成24年度の運用状況(平成25年4月1日現在)を公表します。

・公益通報件数	0件
・不当要求件数	0件

乗り継ぎしても一回の乗車料金で

コミュニティバス乗継制度

「コミュニティバスの更なる利便性向上と料金等利用負担の均一化を図るため、乗継制度を実施しています。指定コース内の指定バス停(下記イメージ図参照)において、乗車されたコースと違うコースに再度乗車する場合、A・B間の乗り継ぎに限り乗継券により1乗車分ご利用いただけます。

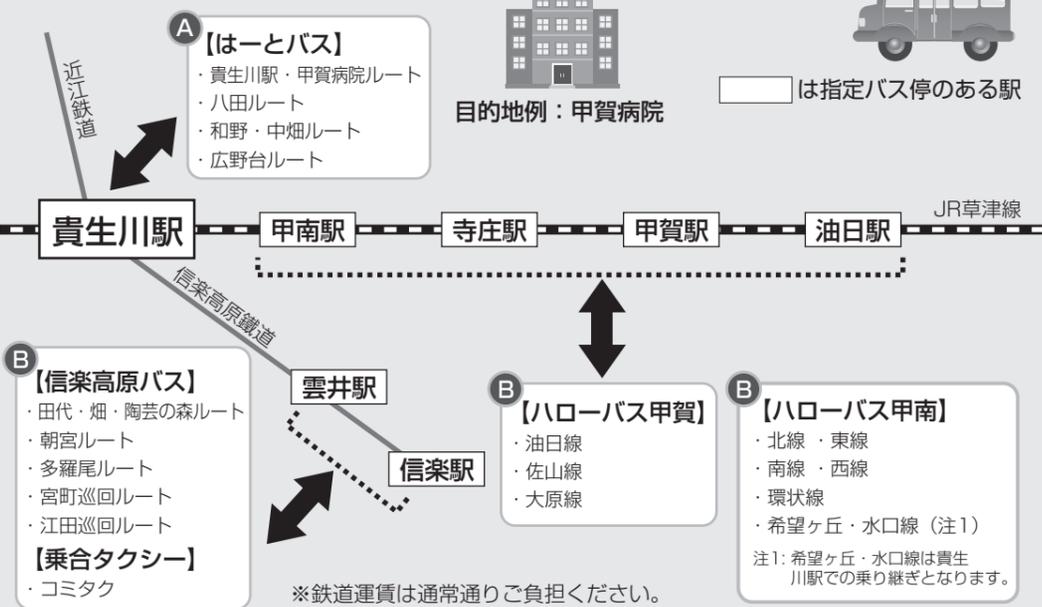
※詳しくは、地域市民センターなどで配布している「甲賀市公共交通連携時刻表」をご確認ください。

乗継制度の流れ

(例: 油日方面からJRを利用して甲賀病院へ行く場合)

- 油日線のバス停で乗車
- 油日駅(指定バス停)で降車時に運賃を支払い、別地域で乗り継ぎする旨を乗務員に伝え、乗継券を受け取る。
- 油日駅から鉄道で貴生川駅まで移動
※鉄道運賃は別途必要です
- 貴生川駅(指定バス停)で甲賀病院行きのバスに乗り、甲賀病院バス停で降車時に乗継券を乗務員に渡す。(運賃は支払わない)

乗継制度のイメージ



問い合わせ
公共交通推進室
公共交通推進係
☎65-0672 / ☎63-4554

障害のある方に公共交通機関運賃を助成します

甲賀市では、障がいがある方の社会参加促進を図るために、信楽高原鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関を利用した際の運賃の負担軽減を目的とする『障害者福祉車両運賃助成事業』を実施しています。運賃助成額は、年額18,000円です。

●申請窓口

市民窓口センターまたは旧支所である土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センター

●助成の対象となる方は、次のとおりです。詳しい内容については、自立支援課までお問い合わせください。

手帳の要件	1～3級まで	1～3級	A・B
障がいの種類	身体	精神	知的
課税の要件	本人の所得税非課税の方		



問い合わせ
自立支援課 自立支援係
☎65-0702 / ☎63-4085